

## II 回収用具

### II-1 クリーンアップ作業時の収納

①薬瓶等，②注射器等の収納に使用する  
鮎釣り用の共カン（容積 150程度）の例



「ビニール類」用のゴミ袋  
（二重にする）



ダイワ精工（株）

<http://fishing.daiwa21.com/index.asp?ItemID=2652> より

### II-2 装備品

厚手のゴム手袋の例



(株) 創快ドラッグ <http://www.soukai.com/P8006349/p.html> より

ゴミバサミの例



日本枝杓パーム工業（株） <http://www.e-takasago.com/other/trash.html> より

ゴムバサミの先端に取付けるゴムチューブの例



(株) 扶桑ゴム産業 [http://gomu.jp/cate/001\\_014\\_147](http://gomu.jp/cate/001_014_147) より

## II-3 医療系漂着ゴミの回収担当者の装備



## II-4 集積・保管ボックス

(財) 日本産業廃棄物処理振興センターによる感染性廃棄物容器評価においてバイオハザードマークの表示義務を受けた容器の例



バイオハザードマーク <http://www.jwnet.or.jp/assessment/siyou.shtml>



(株) エムシービー <http://www.mcb1990.com/> より

### Ⅲ 医療系漂着ゴミに関する基礎情報

#### Ⅲ-1 廃棄物処理について

廃棄物処理法では、事業活動によって発生した廃棄物は全て事業主の責任に帰すとされていることから、今回のクリーンアップ調査において収集した漂着物の処理・処分の責任は調査実施者（受託者：日本エヌ・ユー・エス（株））にある。

また、今回のクリーンアップ調査では、産廃類似の廃棄物が混入することが予想されるため、収集廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物になるかについては、廃棄物の種類および調査地域を管轄する自治体の考えによると思われる。

廃棄物はリサイクルが基本となっており、リサイクルのための分別方法は、自治体によってルールが異なるため、各自治体が定める分別方式に従った処理・処分を行なう必要がある。

調査地域を管轄する自治体がどのようなシステムを採用しているか事前に調査しておく必要がある。例えば、横浜市ではプラスチックゴミとは容器包装リサイクル該当品であり、容器包装以外のプラスチックは不燃物である。

- ・ 一般廃棄物：処理/処分責任は自治体に移る。処理場への持込。
- ・ 産業廃棄物：処理/処分は受託者にあり、マニフェストを作成し、処分まで監視する必要がある。
- ・ 特別管理廃棄物：処理/処分は受託者にあり、マニフェストを作成し、処分まで監視する必要がある。委託業者が免許取得者であるかどうかの確認が必要。なお、該当品としては、後述する感染性廃棄物程度であろう。電気・電子機器（廃家電品）、電子基板、蛍光灯などに含まれる重金属をどう考えるか、自治体次第？

#### Ⅲ-2 医療系廃棄物について

医療系廃棄物は産業廃棄物（法で6種類、令で14種類）とそれ以外の一般廃棄物に分類され、それぞれ感染性廃棄物および非感染性廃棄物に分けられている。

感染性の該否の判断は、廃棄物の「形状」から客観的に判断することを基本とするとされている。漂着物であるため、「排出場所」又は「感染症の種類」は不明であり、調査に当たっては、「形状」から感染性廃棄物とすることになる。

海外では、漂着注射針により、子供が感染した例が報告されており、感染性廃棄物の調査作業は必要な防具装着の上実施することになる。

回収・運搬容器は（財）日本産業廃棄物処理振興センターの評価品がある。

別添

廃棄物処理法に基づく  
感染性廃棄物処理マニュアル

< 抜粋 >

感染性廃棄物処理対策検討会

## 第5章 感染性廃棄物の処理の委託

### 5.1 委託契約

医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。

(参照) 法第12条の2第4項、令第6条の6

#### 【解説】

- 1 法においては、排出事業者が自らの責任において廃棄物を処理することと定められており、委託処理する場合においても排出事業者は廃棄物が処分されるまでの責任を負うため、委託をする場合には定められた基準を守らなければならない。
- 2 感染性廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、運搬については特別管理産業廃棄物収集運搬業者、市町村、都道府県等に、処分については特別管理産業廃棄物処分業者、市町村、都道府県等にそれぞれ委託しなければならない。

(参照) 法第12条の2第3項、規則第8条の14、規則第8条の15

- 3 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を特別管理産業廃棄物処理業者に委託する場合は、受託者が都道府県知事から感染性廃棄物の収集運搬又は処分の業の許可を受けた者であることを確認しなければならない。

法では、廃棄物処理業の許可権者は次のように整理されている。

取り扱う廃棄物の種類	業の許可区分	許可権者
産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事又は保健所設置市長
	産業廃棄物処分業	
	感染性産業廃棄物 特別管理産業廃棄物収集運搬業*	
	特別管理産業廃棄物処分業*	
一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬業	市町村長又は特別区長
	一般廃棄物処分業	

\* 感染性廃棄物の収集運搬又は処分を事業の範囲に含むものに限る。

また、委託に当たっては、業者が提出した許可証の写し等により、必ず次の事項を確認すること。

- (1) 業の区分(収集運搬業、処分業)
- (2) 取り扱うことのできる廃棄物の種類(許可品目に「感染性産業廃棄物」が含まれていること。)
- (3) 許可の条件(作業時間等)
- (4) 許可期限
- (5) 運搬の委託の場合には、業者が積替え又は保管を行うかどうか及び行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地、保管できる廃棄物の種類及び保管上限
- (6) 処分の委託の場合には、処理施設の種類及び処理能力
- (7) その他

(例)

A県の病院が、感染性廃棄物の焼却をB県の特別管理産業廃棄物処分業者

( 甲社 ) に、甲社の事業場までの収集運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者  
( 乙社 ) に、それぞれ委託しようとする場合、

- ・ 甲社が有すべき許可は、B 県知事による特別管理産業廃棄物 ( 感染性産業廃棄物を含む。 ) の処分業 ( 焼却処分 ) の許可
- ・ 乙社が有すべき許可は、A 県知事及び B 県知事による特別管理産業廃棄物 ( 感染性産業廃棄物を含む。 ) の収集運搬業の許可となる。

注 ) 特別管理産業廃棄物処理業の許可には期限 ( 5 年 ) があるので、注意すること。

さらに、感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。

( 参照 ) 法第 12 条の 2 第 3 項及び第 4 項、令第 6 条の 6

4 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を収集運搬業者又は処分業者に委託する場合は、事前に当該業者と書面により直接委託契約を結ばなければならない。当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれているとともに、受託者が他人の廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって委託しようとする廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面 ( 例 : 許可証の写し ) が添付されていなければならない。

- ( 1 ) 委託する感染性廃棄物の種類及び数量
- ( 2 ) 感染性廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ( 3 ) 感染性廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- ( 4 ) 感染性廃棄物の中間処理を委託するときは、その中間処理後の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- ( 5 ) 委託契約の有効期間
- ( 6 ) 委託者が受託者に支払う料金
- ( 7 ) 受託者が感染性廃棄物の収集運搬業又は感染性廃棄物の処分業の許可を有する場合には、その事業の範囲
- ( 8 ) 感染性廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る感染性廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる感染性廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- ( 9 ) 委託者の有する委託した感染性廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
  - ア 感染性廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等感染性廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - エ その他感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

- (10) 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
  - (11) 委託契約を解除した場合の処理されない感染性廃棄物の取扱いに関する事項  
(参照) 令第6条の2第3号、規則第8条の4、第8条の4の2
- 5 医療関係機関等は、その委託契約書及び添付された書面を終了した日から5年間保存しなければならない。

(参照) 規則8条の16の4

## 5.2 再委託の基準

感染性廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、感染性廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、一定の基準に従って委託する場合には、この限りではない。

(参照) 法第14条の4第14項

### 【解説】

- 1 感染性廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、感染性廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託してはならない。
- 2 ただし、医療関係機関等が承諾した場合に限り、再委託することができる。この場合、再委託しようとする収集運搬業者又は処分業者は、医療関係機関等に対して再委託者の氏名又は名称及び当該再委託が委託基準に適合する旨を明らかにし、医療関係機関等の書面による承諾を受けなければならない。
- 3 医療関係機関等は、再委託の承諾をしたときは、承諾書面の写しをその承諾をした日から5年間保存しなければならない。

## 5.3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等

- 1 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合、感染性廃棄物を引き渡す際に、定められた様式による産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)に必要な事項を記入して交付しなければならない。

(参照) 法第12条の3第1項

- 2 医療関係機関等は、感染性廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認しなければならない。

(参照) 法第12条の3第5項

- 3 医療関係機関等は、前年度に交付したマニフェストに関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(参照) 法第12条の3第6項

- 4 医療関係機関等は、定められた期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、返送されたマニフェストの写しに規定された事項の記載がないとき又は虚偽の記載があるときは、速やかに当該感染性廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。

(参照) 法第12条の3第7項

- 5 医療関係機関等は、マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストを利用する

ことができる。

(参照)法第 12 条の 5

【解説】

- 1 感染性廃棄物を適正に処理するためには、その性状等を十分把握する必要がある。このため、感染性廃棄物の処理を委託する際には、業者が取扱い方法を誤らないよう、感染性廃棄物の種類、性状等に関する情報を十分伝えることが必要である。
- 2 感染性廃棄物の処理の流れを的確に把握し、最終処分まで適正に処理されたことを、排出事業者である医療関係機関等が自ら確認するための方法としてマニフェストを交付することとされている。医療関係機関等の事業者（中間処理業者（例：感染性廃棄物の焼却業者等）を含む。）は、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合には、次により処理の受託者に対しマニフェストを交付する。この場合、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物をまとめて取り扱う場合には、全体についてマニフェストを使用することもできることとし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物を区別して取り扱う場合には、感染性産業廃棄物についてのみマニフェストを使用することとする。
  - (1) 当該感染性廃棄物の引渡しと同時に交付すること。
  - (2) 当該感染性廃棄物の種類ごとに交付すること。
  - (3) 運搬先が複数ある場合は、運搬先ごとに交付すること。
  - (4) 当該感染性廃棄物の数量及び受託者の氏名又は名称がマニフェストに記載された事項と相違ないことを確認の上、交付すること。
  - (5) 交付したマニフェストの控えは、運搬受託者（処分受託者がいる場合には、処分受託者）からマニフェストの写しの送付があるまでの間保管すること。
- 3 医療関係機関等の事業者（中間処理業者を含む。）がマニフェストに記載する事項及びその様式は次のとおり定められている。
  - (1) 委託に係る感染性廃棄物の種類及び数量
  - (2) 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
  - (3) マニフェストの交付年月日及び交付番号
  - (4) 運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び住所
  - (5) 感染性廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
  - (6) マニフェストの交付を担当した者の氏名
  - (7) 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬受託者が当該感染性廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管の場所の所在地
  - (8) 当該感染性廃棄物の荷姿
  - (9) 当該感染性廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
  - (10) 中間処理業者にあつては、交付又は回付された当該感染性廃棄物に係るマニフェストを交付した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（処分委託者が電子マニフェストを利用している場合には登録番号）
- 4 運搬受託者は、運搬を終了したときは、運搬を担当した者の氏名及び運搬を終了した年月日をマニフェストに記載し、運搬を終了した日から 10 日以内（電子マニフェストの場合にあつては 3 日以内。）に、マニフェストを交付した者に当該マニ



フェストの写しを送付しなければならない。この場合において、当該感染性廃棄物について処分を受託した者がいるときは、当該処分を受託した者にマニフェストを回付しなければならない。

- 5 処分受託者は、処分を終了したときは、処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日（当該処分が最終処分である場合にあっては、これらの事項に加えて当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨）をマニフェストに記載し、処分を終了した日から 10 日以内に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。この場合において、当該マニフェストが運搬受託者から回付されたものであるときは、当該回付をした者にもマニフェストの写しを送付しなければならない。
- 6 処分受託者は、5 の前段又は本項の規定により、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した年月日を記載するとともに、2 で交付された、又は 4 で回付されたマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が終了したことを確認の上 10 日以内に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。
- 7 医療関係機関等は、マニフェストの控えと処分業者から返送されるマニフェストの写しをつき合わせるにより感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認し、それらのマニフェストを、送付を受けた日から 5 年間保存しなければならない。
- 8 医療関係機関等は、マニフェストの交付の日から 60 日以内に 4、5 によるマニフェストの写しの送付を受けないとき若しくはマニフェストの交付の日から 180 日以内に 6 による最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき又は未記載や虚偽記載のあるマニフェストの送付を受けたときは、速やかに当該マニフェストに係る感染性廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、期間が経過した日から 30 日以内に、関係都道府県知事に規則様式第 4 号により報告しなければならない。
- 9 マニフェストの写しの送付を受けた運搬受託者は、当該写しを 5 年間保存しなければならない。
- 10 運搬受託者（処分受託者がいるときには、処分受託者）は、マニフェストを 5 年間保存しなければならない。
- 11 医療関係機関等の事業者（中間処理業者を含む。）は、マニフェストの交付に代えて、環境大臣の指定を受けた情報処理センターの運営する電子マニフェストシステムを利用することにより、感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認することができる。電子マニフェストシステムは、マニフェストの交付、保存等マニフェストに関する事務手続を簡素化するだけでなく、感染性廃棄物の処理状況の迅速な把握等に資するものであるため、積極的に利用することが望ましい。なお、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが情報処理センターとしての指定を受けている。
- 12 なお、マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽マニフェストの交付、保管義務違

反については、罰則（50万円以下の罰金）が科されている。

（参照）法第29条

#### 5.4 排出事業者の責任

医療関係機関等は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、感染性廃棄物が最終処分に至るまでの一連の行程における処理が不適正に行われることがないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（参照）法第12条の2第5項

#### 【解説】

1 廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の不適正な処分（例えば不法投棄等）が行われた場合において、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、一般廃棄物にあっては市町村長、産業廃棄物にあっては都道府県知事は次に掲げる者に対して、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 処分基準に適合しない処分を行った者

(2) 不適正処分された廃棄物の発生から処分までの行程で委託基準に違反した者

(3) 不適正処分された廃棄物の発生から処分までの行程でマニフェストに関する義務規定に違反した者

(4) 不適正処理を行った者に対してそれを要求、依頼、<sup>きょうさ</sup>教唆、<sup>ほうじょ</sup>幫助を行った者

（参照）法第19条の4、法第19条の5

2 また、排出事業者が感染性廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した場合には、委託基準やマニフェストに係る義務に違反がない場合であっても、一定の要件の下に排出事業者は措置命令の対象となる。一定の要件とは、不適正処分を行った者（委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者）のみでは資力等の事情からみて措置命令の履行が見込めず、さらに排出事業者が処理に対し適正な処理費用を負担していないとき、不適正処分が行われていることを知り、又は知ることができたとき等、排出事業者の責務に照らしてその不適正処理について原状回復等の措置をとらせることが適当であると認められる事由がある場合とされている。

（参照）法第19条の6

3 したがって、医療関係機関等の排出事業者は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、廃棄物が最終処分に至るまでの一連の行程における処理が不適正に行われることがないように、次のような必要な措置を講じ、状況に応じた注意義務を果たすことが必要である。

(1) 技術的能力や経理的基礎を欠く状況に陥っている等、不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者に委託しないこと。

(2) 適正な処理に必要な料金を負担すること。

(3) 不適正処理が生ずることを知った場合に委託を中止する等の状況に応じた適

切な措置を講ずること。

- 4 そのため、産業廃棄物処理業者や処理料金に関する状況を把握することができるよう、都道府県、市町村、廃棄物処理関係団体等から積極的な情報収集を行い、処理を委託する前から十分に注意を払う必要がある。

図 産業廃棄物の処理（他人に委託して処理する場合）の流れ

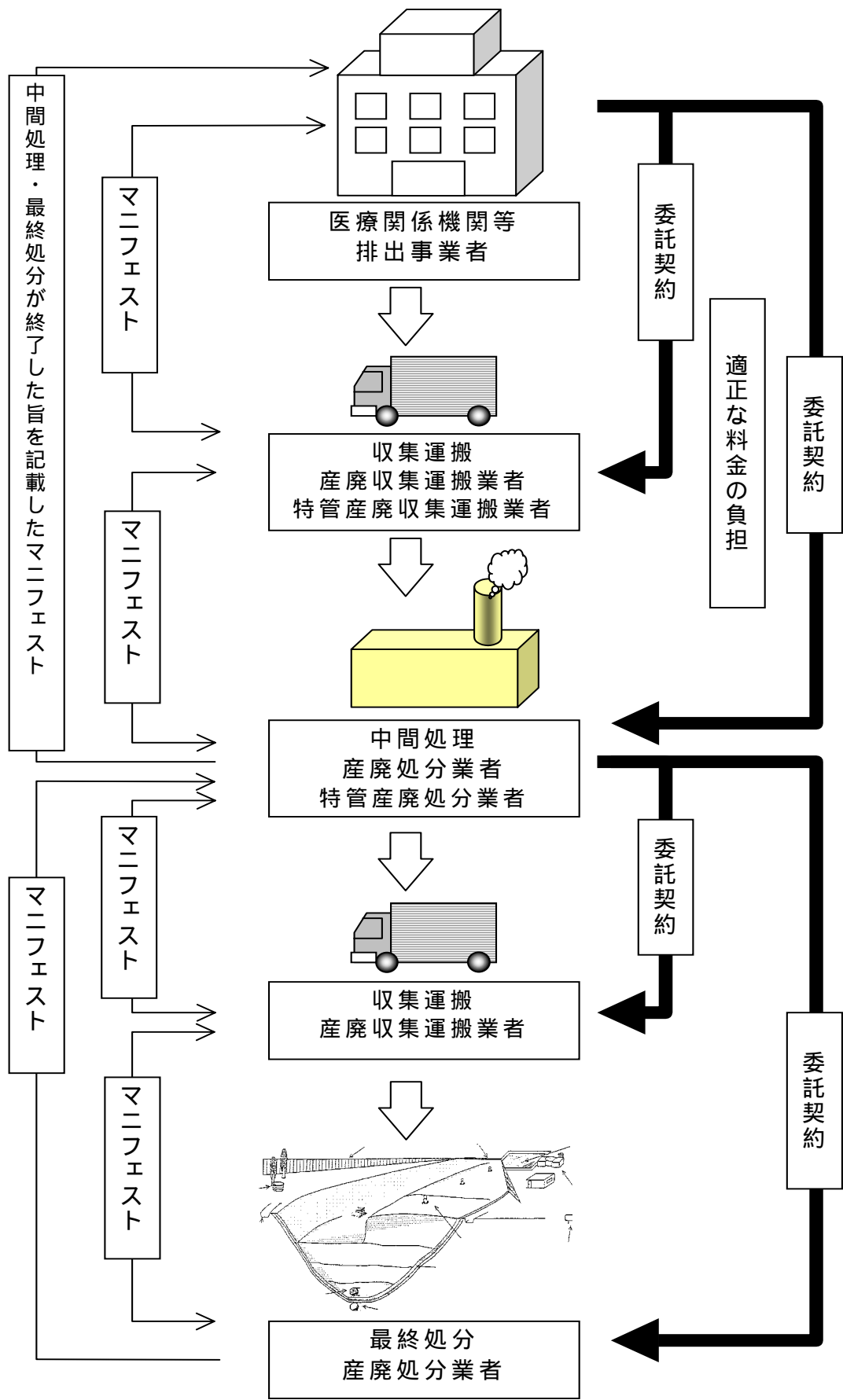


図 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ

